



# 憲法リテラシーを高め デジタル化時代の自由と 人権に向き合う経済活動

憲法問題  
委員会  
(2019年度)

委員長  
大八木 成男

2017年4月に発足した憲法問題委員会は、「国のかたち」を示す日本国憲法について、多岐にわたる論点を取り上げ、調査・研究に取り組んできた。活動3年目となる2019年度は、人権・個人の自由の保障という憲法の本質に着目し、イノベーションと技術革新が進む時代に考察すべき論点を掘り下げた。3年間の活動を総括し、大八木成男委員長が語った。

(インタビューは7月3日に実施)

## 憲法の神髄は、人権、個人の自由・尊厳の保障にある

本委員会では、多様な背景を持つ委員が、憲法にかかわる論点について広い視野から議論してきました。そして、憲法の神髄は、人権、個人の自由・尊厳の保障だという理解に至りました。

憲法というと9条に関心が向きがちですが、そもそも安全保障も、国民の生活・権利・自由を守るためのものです。憲法の本質は、基本的人権と自由を保障すること、それを実現し得る国家のガバナンスを定めることです。それこそが「国のかたち」をつくるということなのです。

## 憲法が保障する個人の権利・自由と新産業革命とのかかわり

デジタル化の進展に伴い、「資本主義からデータ主義へ」と語られるほど、今日ではデータが社会を動かす原動力になっています。そうした中で、イノベーションを促進するにも、個人の自由や挑戦できる風土を保障することが肝要です。ただ、イノベーションを起こす側が、経済的自由と公共の福祉の

関係を理解していないと、気付かぬうちに個人の自由やプライバシー、平等を脅かす危険性もあります。

高度成長期、企業活動の結果、公害が起きました。経済がバーチャル領域に移行する中でも、自由の追求だけでは、同様のことが起きかねません。

例えば、個人のウェブ閲覧・購買履歴や位置情報が蓄積されると、そのデータによって、その人物像や行動をAIが統計的に予測するプロファイリングが可能になります。

また、さまざまなデータに基づき、AIが個人の信用評価もできるようになりますから、そこから信用にかかわる格付けがなされ、経済格差が固定化していく恐れもあります。

IoTデバイスやセンサーを使えば、個人の行動履歴や生活習慣にかかわるデータを一元的に把握することができます。これが国による個人の監視につながる懸念もあります。

このように、新しい技術によって、人々が大きな恩恵を受けられるはずが、反対に個人の権利や自由が侵害されるリスクもあります。この点は、今後の重要な課題となっていくでしょう。

## 立憲主義の視座に立って 緊急事態条項は必要

このたびのコロナ禍により、緊急事態の下での個人の自由の制限という論点がクローズアップされました。

国民は「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利を保障されています。そして、国は社会福祉、公衆衛生の増進の義務を負い、同時に、経済的な向上を図るべき立場にあります。今回のような事態を受け、どのような幅の中で物事を選択するかが問われているのだと思います。

緊急事態法制に関しては、従来から、大災害や疫病の流行、戦争が起きたときに誰がものを決め、どう対処するかが議論されてきましたが、実質的には何も決められていません。

緊急事態であっても法の支配の下で対応すべきと考えるか、時の政治が判断することを緊急事態だからやむなしと認めるか、国民がどちらを選択するかが問題です。立憲主義の考えに立てば、あらかじめ緊急事態法制を作り、指揮系統を決めておくべきでしょう。

駒澤大学の西修名誉教授によると、

報告書概要(6月5日発表)

## 「自由」を守る最高法規「日本国憲法」

## 提言のポイント

## I 『自由の基礎法』としての日本国憲法

憲法は、個人の権利・自由を保障するために、国家権力を制限することを目的とする法規範であり、『自由の基礎法』と称される。

日本国憲法は、個人の尊厳を最大の価値と位置付ける。そして、その個人の尊厳を保障するために、『自由主義』、『平等主義』が憲法において具体化されている。

憲法が定める統治機構も、個人の尊厳を守

り、人権を保障するための国家のガバナンスであり、『民主主義』や『平和主義』もそれに資するものである。こうした諸原理の実現のためには、統治機構がその権力を濫用することなく、適切に作用する必要がある。そのため、憲法が定める統治機構の根底には「法の支配」と「権力分立」の原理が存在する。

## II 日本国憲法における「自由」

自由とは多義的な概念であり、西洋政治思想史においては、それぞれの時代や社会状況を反映し、多くの思想家によって継承されてきた。

日本では、『天皇が臣民に与えた権利』として、個人の権利や自由についての規定が設けられた明治憲法を経て、第2次世界大戦後、日本国憲法が制定された。

ここでは、西洋の政治思想を踏まえつつ、個人の自由な意思決定と活動を保障する自由

権(国家からの自由)、社会的・経済的弱者が人間的な生活を営めるよう、国家に配慮を求め社会権(国家による自由)、国民主権の原理に基づき、民主主義の根幹を成す参政権が規定されている。

一方、個人が他者との共存の中で生きていかなければいけない以上、個人の自由を考える上でも、他人の自由との関係で制約が生じ得る。日本国憲法は、この点を「公共の福祉」による制約として定めている。

## III AI・データ社会における「自由」「民主主義」への脅威

デジタル化の進展に伴うアルゴリズムの複雑化、AI、IoT、クラウドなどの情報技術革新は、ビジネスの手法を大きく変化させつつある。

こうした新しいビジネスの展開には、憲法上保障されている個人の自由やプライバシー、平等への脅威となる可能性が潜んでいる。破壊的イノベーションが個人の自由や社会、国家に及ぼす影響を考えてみた。

## ① プロファイリングによる個人の自由、プライバシーの侵害の可能性

個人の生活や行動に関する大量のデータの集積が、個人の特定や、その者の属性や行動、

生活習慣の推定を可能に⇒個人の自由やプライバシーが侵害される恐れがある。

## ② スコアリングによる「身分社会」の到来?

購入・決済履歴、SNSデータ、資産保有情報などから、個人の信用力を評価することが可能に⇒同評価に基づく取引での優遇、格差の拡大・固定化など、平等主義に対する脅威が起こり得る。

## ③ センシングによる「超監視国家」の誕生

国家がさまざまな個人データを一元的に管理できるように⇒個人の生活や行動の監視、特定の行動に対するインセンティブ付与により、個人の主体的な決定を損なうことになりかねない。

## IV 企業経営に関連する「自由」を考える

AI・データ社会の下で新規ビジネスが展開される中で、イノベーションと経済活動への規制のあり方が問われる。社会・経済環境の変化を踏まえながら、「公共の福祉の確保」の解釈、自由な経済活動への規制のあり方を考えていく必要がある。

イノベーションの促進を実現するためには、経済的自由権が十分に保障されなければなら

ず、規制は最小限にしなければならない。

その一方で、AI分析により、個人の趣味嗜好や性格などを今まで以上に推測できるようになる中、企業経営者は、技術の進展に伴って生じる倫理の問題を真摯に考え、人間中心の社会の構築につながる価値創造に挑むとともに、コンプライアンス体制の構築・運用に努めるべきである。

を

## 大八木 成男 委員長

帝人 相談役

1947年東京都生まれ。71年慶應義塾大学経済学部卒業後、帝人入社。専務取締役CSO兼医薬医療事業グループ長兼帝人ファーマ取締役社長などを経て、2008年取締役社長、14年取締役会長、18年取締役相談役。2005年11月経済同友会入会、11年度より幹事、16～19年度副代表幹事、14年度欧州・ロシア委員会委員長、15年度社会・経済・市場のあるべき姿を考えるPT委員長。17年度から憲法問題委員会委員長。

1990年以降に憲法を制定・改正した104カ国中、憲法に緊急事態条項がない国は一つもないとのこと。

企業統治の専門家である経営者は  
国家のガバナンスの監視を

企業経営者にとっても、あらためて憲法を見直す意義があると思います。企業が社会から信用を得るには、一定の規制の受け入れ、顧客や社員の自由や権利の尊重、環境への配慮など、公共の福祉に適う行動が必要です。データ主義に従った自由な経済活動が、高い価値を生み出す一方、一つ間違えると基本的人権や個人の自由を侵害しかねないという意識や、経済的自由と公共の福祉とのバランスを憲法から学ぶことができると思います。

また、企業経営者はガバナンスの専門家です。公正性、透明性、説明責任など、コーポレートガバナンスの原則の観点から国のガバナンスを監視し発言していくべきです。

憲法は短いので30分もあれば全文を読めます。国民の憲法リテラシーを高めていく第一歩として、ぜひ一読をお願いします。

詳しくはコチラ

